令和５年度大船渡支えあい福祉活動助成事業実施要項

１　目的

助成金交付を通じて、住民参加による福祉活動を支援するとともに、活動開始のきっかけづくりとし、地域住民主体の支えあい活動の拡充、地域づくりを図ることを主たる目的とする。

２　助成対象

(１)　対象団体

下記のいずれにも該当する団体を対象とする。

①　大船渡市内で定期的に福祉活動を実施している団体、もしくは実施を考えている団体

例）お茶のみサロン、交流活動、子ども・コミュニティ食堂、移送・外出支援等

②　他の公的助成を受けていない団体

　(２)　助成金額

１団体につき、総事業費の20％以上かつ90％以内で５万円を上限とする。

(３)　助成対象となる経費

消耗品費（事務用品、書籍等）、器具備品費、飲食費（弁当、食材、食事、茶菓子等）印刷費、通信費（郵便料等）、燃料費（車両燃料費等）、水道光熱費、賃借料（会場賃借料、車両賃借料等）、諸謝金費、保険料（ボランティア保険）等

　(４)　助成対象とならない経費

①　会議（総会、打合せ、反省会）に際する飲食費

②　酒類購入費

③　個人から借用した車両や機器に対する謝金（ガソリン代を除く）

④　個人への配布のみを目的とした物品の購入費、見舞金等現金支給、金券購入費、お土産代

⑤　内部関係者への手当・謝礼

３　応募方法

(１)　応募期間

令和５年４月24日（月）～５月26日（金）

　(２)　提出書類

①　申請書（様式第１号）

②　事業計画書（様式第２号）

③　予算計画書（様式第３号）

４　助成決定

　(１)　大船渡市共同募金委員会審査委員会で助成決定の判断を行い、各申請団体に結果を通知する。

　(２)　申請団体多数の場合、新規申請団体を優先する。

５　助成金の交付

(１)　事業完了後、事業報告書（様式第４号）、精算報告書（様式第５号）、請求書（様式第６号）の提出を以て助成金を交付する。

(２)　前金払請求書（様式第７号）の提出をすることで前金払での助成金の交付を実施する。

６　精算報告

(１)　提出期限

　令和６年４月5日（金）

(２)　提出書類

①　事業報告書（様式第４号）

②　精算報告書（様式第５号）

　③　経費の領収書・レシート

　④　活動の様子を写した写真

　⑤　実施事業に係る広報紙、チラシ、印刷物等

7　問合せ先

社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会（担当　佐藤）

〒022-0006　岩手県大船渡市立根町字下欠125-12「大船渡市Y・Sセンター」内

TEL:0192-27-0001　FAX:0192-27-0800